

奈良県告示第百六十号

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和七年七月十八日

奈良県知事 山下 真

受胎調節実地指導員の氏名及び指定証番号

島本 実優（指定証番号 六六九）